

○教養教育科目の試験等の受験心得

平成 16 年 4 月 1 日
共通教育協議会決定

改正 平成 26 年 4 月 1 日 令和 6 年 3 月 29 日
令和 7 年 3 月 5 日

宮崎大学教養教育科目の受講及び成績評価に関する細則に定める試験、追試験及び再試験（以下「試験」という。）における学生の受験時の心得について、下記のとおり定める。なお、科目によって別に指示がある場合にはその指示に従うものとする。

1 試験室への入室について

試験室には、前の試験の監督者が退室するまでは入室できない。

2 問題・答案用紙について

- (1) 学籍番号、入学年度、学部名、学科・課程名及び氏名を必ず記入すること。
- (2) 答案用紙の提出は監督者の指示に従うものとする。
- (3) 試験時間内に問題を室外に持ち出すことを厳禁する。

3 遅刻及び退室について

- (1) 遅刻： 試験開始時刻から 20 分を経過した場合は、入室は認められない。
- (2) 退室： 試験開始時刻から 30 分を経過しなければ退室は認められない。

4 学生証の提示について

学生証は、受験中必ず机の上に置いておくこと。不所持の学生は仮受験票の発行を監督者に申し出ること。

5 用具等の持込について

机上には、筆記用具及び許可されたもの以外（スマートフォン等を含む）を置いてはならない。

6 用具等の貸借について

試験中の用具等の貸借は、原則として許可しない。

7 試験を対面以外で実施する場合は、前述の「3 遅刻及び退室について」以外は、担当教員の指示に従うものとする。

8 その他

カンニング等の不正行為（本心得の禁止事項及び科目ごとの指示を含む）をした者は、学則により懲戒され、併せて当該学期の教養教育科目の単位の取扱いは、「試験等における不正行為の取扱いに関する申合せ」に則るものとする。

附 則

この申合せは、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 24 年 6 月 20 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和7年4月1日から施行する。